

移動等円滑化取組計画書

2025年6月10日

住 所 大阪府枚方市岡東町19番1号
ステーションヒル枚方オフィスA
事業者名 京阪電気鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 平川 良浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ①駅の移動等円滑化や安全性向上に向け、可動式ホーム柵の整備や、その他バリアフリー施設（障害者対応トイレ、エレベーター等）の更新や機能向上を推進する。
- ②老朽化した車両をバリアフリー化された車両に順次更新するとともに、車両のリニューアルの際にもバリアフリー化を推進する。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①係員の介助に関する知識や技術を向上させ、障害者や高齢者等が安心して鉄道を利用できるよう、支援の体制を整える。
- ②駅や車内において、列車運行や大規模災害発生時の情報提供を拡充させるとともに、音声等による誘導案内設備の整備を推進する。
- ③係員無配置時間および無配置駅において、お客さまと駅係員がお互いの表情や様子を確認しながら対話、また筆談でのコミュニケーションができるよう設備を更新し、できる限りすべてのお客さまにとって利用しやすい環境を整える。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
可動式ホーム柵の新設	・ 祇園四条駅に可動式ホーム柵を新設する
駅トイレのバリアフリー化	・ 墨染駅にバリアフリートイレを設置する。 ・ 宇治駅バリアフリートイレの機能を拡充する。
車両のバリアフリー化	・ 車両新造 バリアフリーに対応した 13000 系車両を導入する。 (～2026 年度) ・ 車両のリニューアル 7000 系車両 (2 編成) および 7200 系車両 (～2028 年度) の リニューアル工事 (バリアフリー化) を順次実施する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
適切な役務の提供	・ 乗務員や駅係員等を対象に、研修会等を通じて、バリアフリー関連の施設・設備等の操作方法や接遇方法を習得する。 (継続実施) ・ エレベーター・可動式ホーム柵・その他旅客案内設備等の使用に支障がないよう、定期点検等を実施し良好な維持管理に努める。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
お客さまへのサポート体制強化	・ 係員が不在となる駅であっても、お客さまから事前に連絡があれば、最寄りの駅から速やかに係員を派遣する体制を整えている。 (継続実施)
テレビ電話付きインターホンの設置	・ 係員が不在となる駅であっても、お客さまと駅係員がお互いの表情や様子を確認しながら対話、また筆談でのコミュニケーションができるようテレビ電話付きインターホンを設置する。 ※京阪線全駅に設置 (～2027 年度)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
誘導案内設備の整備	・ 駅構内及びトイレの案内触知板・音声誘導装置、点字手摺等の案内設備を更新する
車内案内表示装置の設置	・ 車両のリニューアル工事（7000 系車両 2 編成）において車内案内表示装置を更新する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	・ 障害者や高齢者等の方が安心して列車乗降できるよう、駅係員を対象に接遇・介助研修を実施する。 (継続実施)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅および車内での啓発	・ 駅の障害者用トイレや車両の優先座席、車椅子スペース等の適正利用について、駅や車内にて放送を実施する。 (継続実施)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 自治体等が開催するバリアフリー関連の会議に出席し、必要な事項について社内で共有化を図る。 (継続実施)
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

V 計画書の公表方法

当社ホームページにより公表

VI その他計画に関連する事項

—

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。